

独立行政法人国立印刷局における温室効果ガス排出量削減のための基本計画

令和 4年 3月15日原計画策定

改定 令和 5年 3月30日

2050年カーボンニュートラルを基本理念とする地球温暖化対策計画（令和3年10月22日閣議決定。以下「地球温暖化対策計画」という。）に基づき、独立行政法人国立印刷局（以下「国立印刷局」という。）における2030年度までの温室効果ガス排出量の削減目標を定め、着実に措置を実施するための基本計画を以下のとおり定める。

1 対象となる事務及び事業

本計画は、国立印刷局が行う全ての事務及び事業を対象とする。

2 対象期間

本計画は、2030年度までの期間を対象とする。

3 温室効果ガスの総排出量に関する目標

本計画等に盛り込まれた措置を着実に実施することにより、2013年度を基準として、国立印刷局の事務及び事業に伴い排出される温室効果ガスの総排出量を、地球温暖化対策計画の産業部門の目標・目安に基づき、2030年度までに38%以上削減することを目標とする。

4 基本事項

(1) 新規の事務及び事業の実施により増加する温室効果ガス排出量の取扱い

国立印刷局が新規の事務及び事業を実施する上で増加する温室効果ガス排出量については、その増加量に見合う削減措置も加えて実施し、3に掲げる目標を達成する計画^{*}とする。

※電気使用に係る温室効果ガス排出量の算定に当たっては、地球温暖化対策計画と同様に、2030年度の全電源平均の電力排出係数0.25kg-CO₂/kWh（出典：2030年度におけるエネルギー需給の見通し）を用いる。

(2) 地域社会における施策への配慮

地域社会の一員として、本局及び各機関が所在する自治体の温室効果ガス削減に関する方針との整合性に十分留意し、本計画を推進する。

(3) 温室効果ガス排出量削減のための施策とチャレンジ課題の実施

温室効果ガス排出量削減に向けた措置の選定に当たっては、あらかじめ成果が見通せるもの（以下「施策」という。）に加え、措置が相当程度進行するまで成果が見通せないもの（以下「チャレンジ課題」という。）についても積極的に掘り起こしを行うこととする。

なお、チャレンジ課題については、成果の見通しがついた段階で、施策に格上げする。

(4) 新しいテクノロジー等の反映

温室効果ガス削減に関する最新のテクノロジーや社会情勢を注視し、合理的に施策及びチャレンジ課題に反映させることとする。

(5) 措置の内容

イ 財務省計画に掲げられた措置

財務省がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減等のため実行すべき措置について定める計画（令和4年6月15日財務省）において「個別対策に関する目標」として掲げられた措置については、製造を行う国立印刷局として、以下のとおり推進する。

(イ) 太陽光発電の導入

太陽光発電における技術革新、発電設備の価格変動など、太陽光発電を取り巻く市場動向を適切に把握するとともに、導入に関しては、必要に応じPPAモデル^{*}などを活用することを含め、拡大に向けた検討を進める。

^{*} 事業者が需要家の屋根や敷地に太陽光発電などを無償で設置・運用して、発電した電気は設置した事業者から需要家が購入し、その使用料をPPA事業者（電気を利用者に売る電力事業者）に支払うビジネスモデルを想定している。

(ロ) 新築建築物のZEB化

建物で消費するエネルギー収支をゼロにすることを目指した建物であるZEB（Net Zero Energy Building）は、エネルギー多消費施設である製造工場での実例は少ないことから、市場動向を見極めた上で判断する。

(ハ) 電動車の導入

乗用車については、代替可能な電動車（電気自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブリッド自動車及びハイブリッド自動車）がない場合等を除き、新規導入・更新については2023年度以降全て電動車とする。

なお、主に物流の用途として使用する大型車については、市場動向を見極めた上で判断する。

(二) LED照明の導入

LED照明の導入拡大を計画的かつ段階的に進め、2030年度までに100%となるよう計画を実施する（2030年度までに解体、機能停止等が予定されている施設を除く。）。

(ホ) 再生可能エネルギー電力の調達

国立印刷局におけるエネルギー使用について、不断の見直しにより削減努力を図ることを前提として、2030年度に向けて再生可能エネルギーの調達を進める。

ロ 製造現場等の業務改善による省エネルギー

製造現場において、ガスボイラの運転方法の工夫、空気圧縮機のロス改善、製造機械の運転方法の工夫などにより省エネルギーを実施する。また、製造以外の部門においても、各種業務改善により省エネルギーを実施する。

ハ 省エネルギー性能が高い設備等の設備投資

更新を予定しているインフラ設備、製造機械及びIT機器については、費用対効果及び実現可能性を考慮した上で、省エネルギー性能が高効率なものを導入する。

ニ 省エネルギーに資する技術開発の推進

省エネルギーに資する製造技術及び製造工程の改良などの技術開発を推進する。

5 実行計画の策定及び推進体制の整備について

(1) 実行計画の策定

本計画を具体的かつ計画的に実行するため、別に実行計画を定める。また、外部の好事例を活用するとともに、3に掲げる目標を確実に達成するため、実行計画は毎年度ローリング方式により改定を行う。

なお、実行計画では、施策及びチャレンジ課題を個別管理するとともに、ローリング方式を行う中で、施策へ格上げすべきチャレンジ課題についても整理する。

(2) 推進体制について

実行計画の推進・評価・点検・改定は「温室効果ガス排出量削減のための推進委員会」において実施するものとする。

6 その他

「温室効果ガス排出量削減のための行動計画」（令和4年3月15日策定）を全部改正し、本文書を策定することとする。